【第５期】

鹿島市立学校給食センター

調理等業務委託事業者募集要項

令 和 ７ 年 ６ 月

鹿島市教育委員会

鹿島市（以下「市」という。）では、令和８年度からの市立学校給食センターの調理等業務委託【３年間：第５期】について、下記のとおり、公募型プロポーザル（企画提案）方式による募集を行います。

この募集要項は、調理等業務委託事業に係る民間事業者等の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項とあわせて交付し、及び公表する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称します。

仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

１　事業名

鹿島市立学校給食センター調理等業務委託事業【第５期】

２　目的

学校給食の質を維持し、より安全で美味しい給食を児童生徒に提供するため、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者等を選定することを目的とします。

３　対象の施設

施設名	鹿島市立学校給食センター
所在地	鹿島市浜町甲３８３１番地２
開設年月	昭和６２年１月
建物構造	鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　２階建
建物面積	１，５２０．４㎡
システム・運用	ウエットシステム・ドライ運用
給食配送校数	１０校（小学校８（うち分校１）、中学校２）

４　業務内容

具体的な内容は、鹿島市立学校給食センター調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

⑴　物資の検収、検温及び格納業務

⑵　調理業務

⑶　原材料及び保存食の保管業務

⑷　配缶業務

⑸　配送及び回収業務

⑹　食器具、食缶等の洗浄、消毒及び保管業務

⑺　調理機器、コンテナ等の洗浄、消毒及び整理業務

⑻　施設・設備の清掃、洗浄及び消毒業務

⑼　残菜の計量及び記録並びに塵芥の集積業務

⑽　調理機器の安全点検・記録及び調理器具の修理業務

⑾　ボイラー運転管理業務

⑿　配送車の点検及び管理業務

⒀　安全・衛生管理業務

⒁　前各号に付帯する業務

※　委託業務に含まれない業務

- 献立作成業務
- 食材調達業務
- 給食費徴収業務
- 施設、設備等の修理業務（軽微なものを除く）

5　委託期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

6　受託事業者

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定し、及び実施します。

7　施設・設備の使用

既存の施設・設備を使用し、原則として改造等は行わないこととします。

8　基本調理食数

給食の供給対象は、児童・生徒及び教職員その他校長又は学校給食センター所長が認めた者とします。

区分	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
基本調理食数／日	2,490 食	2,450 食	2,450 食

（注１）令和７年５月１日現在の食数、児童生徒数等による推定食数です。

（注２）児童生徒の異動や各校の行事などにより、食数は前後します。

9　基本給食実施日数

区分	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
基本給食実施日数	200 日	200 日	200 日

（注）給食を提供する日数（学校給食センターの調理稼動日）です。

10　応募資格

⑴　資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

①　法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。

②　応募時点において、鹿島市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成１４年規則第３号）第３条第４項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者であること。

※登録には日数を要するので、必要書類を令和７年６月２７日（金）までに市財政課入札・契約管理係へ提出すること。（締切厳守）

③　大量調理施設衛生管理マニュアル（平成９年３月２４日付衛食第８５号別添）に定められた「同一メニューを１回３００食以上又は１日７５０食以上を提供する調理施設」に該当する学校給食センターなどにおける調理業務実績を３年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務を実施している者であること。

④　添付する仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。

⑤　製造物責任法（平成６年法律第８５号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。

⑥　契約時に業務履行保証人を確保できる者であること。

⑦　別途行う説明会及び現地見学会に出席した者であること。

⑵　応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者。

② 本市の指名停止措置を受けている者。

③ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

④ 応募時点において、法人税、消費税・地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市民税及び固定資産税を滞納している者。

⑤ 過去２年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けた者。

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者。

⑶ 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加表明書の提出日とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

⑷ 応募に関する留意事項

① 応募事業者は、提案書の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

② 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

③ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

④ 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は必要があるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

⑤ 提出された書類については、提出期間に限り補正することができますが、提出期間終了後は変更できないものとし、また、その理由のいかんに関わらず、返却いたしません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行ったりする場合があります。

⑥ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

⑦　参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。

ア　応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ　一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ　同一事項に対し、２通り以上の書類が提出された場合

エ　提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

オ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

カ　虚偽の内容が記載されている場合

キ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ク　著しく信義に反する行為があった場合

⑸　その他

①　市が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

②　本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

11　応募手続

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル（企画提案）方式で選定を行います。

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、鹿島市の休日に関する条例（平成２年条例第５号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行いません。

募集要項等に関する説明会及び現地見学会に出席のない事業者については、応募ができませんので、ご注意ください。

○募集要項等の公表及び応募書類等の交付	令和７年　６月１６日（月）から 同年　６月２５日（水）まで
○募集要項等に関する説明会	令和７年　６月２５日（水）午前
○現地見学会	令和７年　６月２５日（水）午後
○募集要項等に関する質問の受付	令和７年　６月２６日（木）から 同年　７月　２日（水）まで
○募集要項等に関する質問に対する回答	令和７年　７月　８日（火）
○参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び提	令和７年　７月　９日（水）から

案書類の受付	同年　７月２３日（水）まで
○資格審査及び第一次審査結果の通知	令和７年　８月１２日（火）
○第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和７年　８月　下旬
○第二次審査に関する結果の通知	令和７年　９月　上旬
○委託事業者の決定	令和７年　９月　上旬
○委託開始準備期間	契約締結後から 令和８年　３月３１日（火）まで

⑴　応募書類等の交付及び公表

募集要項等の交付を次のとおり行います。また、鹿島市公式ホームページにおいても、同日から本募集要項等を公表します。

①　応募書類等の交付

ア　交付期間　令和７年６月１６日（月）から６月２５日（水）までの日（休日を除く。）の午前９時から午後４時までの間

イ　交付場所　鹿島市大字納富分２６４３番地１　鹿島市教育委員会教育総務課（鹿島市役所２階）

ウ　交付方法　窓口にて交付します。また、鹿島市公式ホームページからも申請書類等の一部をダウンロードすることができます。

②　交付及び公表資料

ア　募集要項（本書）

イ　仕様書

ウ　様式集

⑵　募集要項等に関する説明会

この募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

①　日時　令和７年６月２５日（水）午前１０時００分～１１時３０分

（受付開始は午前９時３０分）

②　場所　鹿島市大字納富分２６４３番地１　鹿島市役所５階大会議室

③　留意事項

ア　説明会参加希望者は、令和７年６月２３日（月）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を鹿島市教育委員会教育総務課へＥメールにより（アドレス kyouiku@city.saga-kashima.lg.jp）連絡してください。

イ　参加人数は、１事業者につき３名までとします。

ウ　募集要項等については、各自持参して下さい。

⑶　現地見学会

①　日時・場所

日　時	場　所
令和７年６月２５日（水） 午後１時３０分～２時３０分 （受付開始は午後１時１５分）	鹿島市浜町甲３８３１番地２ 鹿島市立学校給食センター

③　　留意事項

ア　現地見学会参加希望者は、令和７年６月２３日（月）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を鹿島市教育委員会教育総務課へＥメールにより（アドレス kyouiku@city.saga-kashima.lg.jp）連絡してください。

イ　調理場内は、給食センター２階見学スペースから窓ガラス越しの見学となります。

ウ　参加人数は、１事業者につき３名までとします。

エ　見学時は、市の指示に従ってください。

⑷　募集要項等に関する質問の受付

本募集要項の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

①　質問書（様式第１号）に内容を簡潔にまとめて記載し、ＦＡＸ（０９５４－６３－２３１３）により提出してください。

②　受付期間は、令和７年６月２６日（木）から７月２日（水）までの間

⑸　募集要項等に関する質問に対する回答

受付を行った質問のうち、重要と思われる質問の回答については、鹿島市公式ホームページにおいて公開するものとし、これに掲載した回答は、この募集要項及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとします。なお、電話及び口頭等の個別対応はいたしません。

回答期日：令和７年７月８日（火）

⑹　参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び提案書類の受付

応募事業者は、次により提出してください。

① 提出期間　令和７年７月９日（水）から７月２３日（水）までの日（休日を除く）の午前９時から午後４時までの間

② 提出書類

（別記）提出書類一覧表を参照してください。

③ 提出先　　鹿島市大字納富分２６４３番地１　鹿島市教育委員会教育総務課

④ 提出方法　直接持参（左記以外の方法による提出は認めません。）

ア　提案書の規格は、Ａ４判、縦型、横書き、左綴じで作成するものとし、ページを付し、各様式のほか、添付する参考資料を含めＡ４判フラットファイルに綴じて提出してください。

イ　会社概要、定款及び財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）については、別途Ａ４判フラットファイルに綴じて提出してください。

ウ　フラットファイルの表紙及び背表紙に応募事業者の社名を表記してください。

⑺ 資格審査及び第一次審査に関する結果の通知

① 上記の応募事業者資格の確認審査を経て、第一次審査は書類審査とし、提案書、見積書及び会社概要について、委託業者選定審査基準に基づき採点を行い、得点の高い上位５事業者を選定します。ただし、応募事業者が５事業者に満たない場合又は同じ得点の事業者が５者を超えている場合は、この限りではありません。

② 第一次審査における選定結果は、応募者全員に通知します。

⑻ 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）等

次項の資格審査及び提案の選考をご覧ください。

12　資格審査及び提案の選考

鹿島市立学校給食センター調理等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記の審査方法や「委託事業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

⑴ 審査方法

① 参加資格審査　選定委員会は、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

② 提案の選考審査

ア　第一次審査

(ｱ)　提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を１項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

・　提案書全体について、同一事項に対する２通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

・　提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。

・　当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

(ｲ)　評価審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容、見積書及び会社概要等について「委託業者選定審査基準」により採点を行って総合評価点で順位づけを行い、第一次審査として得点の高い上位５事業者を選定します。ただし、応募資格の要件を備える事業者が５事業者に満たない場合又は同じ得点の事業者が５者を超えている場合は、この限りではありません。

また、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合など、本委託事業の適正な履行に支障があると認められる事業者は、失格とする場合があります。

イ　第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

(ｱ)　選定委員会は、第一次審査において選定された応募事業者を対象に１事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

・　期　日　　令和７年８月下旬予定

・　場　所　　別途通知します。

・　プレゼンテーション時間　　プレゼンテーションとヒアリングを含めて３０分程度とします。

・　留意事項　　パソコン等を使用する場合は、各自持参をお願いします。詳細については、対象者に別途通知します。

(ｲ)　第二次審査を行う順番は、第一次審査における書類の受付順とします。

(ｳ)　選定委員（出席委員）は、応募事業者ごとに上記第一次審査と同じ評価項目により評価点を付します。

⑵　最優秀提案者の選定

選定委員会は、各委員の評価を合計した点数の最も高い者（当該点数の最も高い点数が同点のときは、委員長が決するところにより決定された者）を最優秀提案者とします。

⑶　評価項目及び配点

評価項目及び配点は次のとおりとします。

①　企業評価（配点７０点）

評価項目	評価の観点	評価方法
ア　企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理等業務に取り組む意欲	様式第４号の審査
イ　経営状況	・財務健全性（売上高、経常利益、自己資本比率、流動比率等） ・技術者数	様式第５号の審査
ウ　業務実績	・学校給食調理業務受託実績（自校調理方式、学校給食センター（共同調理場）方式） ・大量調理業務実績	様式第６号の審査
エ　危機管理体制	・調理事故、異物混入等発生時の対処体制 ・生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等の損害賠償制度の加入のグレード ・安全、安心の信頼度（食中毒等の発生状況）	様式第７号の審査

②　技術力評価（配点１１０点）

評価項目	評価の観点	評価方法
ア　提案内容の的確性	・学校給食の専門性、サービス水準、安定的な提供に関する実施方式	様式第８号の審査

イ　人員体制（円滑な実施）	・業務責任者、副責任者等の配置 ・配置者の資格 ・業務従事者の勤務体制、勤務ローテーション ・業務従事者の休暇等における代員確保体制 ・作業工程表、動線図	様式第９号の審査
ウ　衛生管理の体制	・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・業務従事者の健康管理の体制 ・報告、連絡、責任体制	様式第 10 号の審査
エ　業務従事者の研修、移行準備等	・業務従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの研修計画 ・研修体制 ・継続雇用、地元採用計画	様式第 11 号の審査
オ　食物アレルギー対応	・食物アレルギー類似対応実績 ・食物アレルギー対応人員配置計画及び実施体制	様式第 12 号の審査
カ　食育の充実及び学校との交流企画	・食育の充実関連活動 ・学校等との交流企画	様式第 13 号の審査

③　コスト評価（配点２０点）

評価項目	評価の観点	評価方法
受託コスト	・業務従事者配置人数 ・経費負担内訳	様式第 14 号の審査

⑷　選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（当然に、公募説明会、公募に関する質問等の正当な行為を除く。）を禁じます。

接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

⑸　審査結果の通知及び公表

第一次審査及び第二次審査における選定結果は、応募者全員に通知します。また、第二次審査後の選定結果は、鹿島市公式ホームページに公表します。

⑹　優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の選定結果を踏まえて優先交渉者とされた者と随意契約の交渉を行います。優先交渉者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

なお、審査の結果、適切な候補者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

13　委託金額

対象施設の調理等業務委託に係る見積額は、年度ごとに次表の金額の範囲内とし、見積書（様式第１４号）に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めて記載すること。

※税率は１０％とすること。

なお、見積額が次表における年度ごとの金額若しくは３年間分合計の金額を超える場合又は異常に少額である場合など、本委託事業の適正な履行に支障があると認められる事業者は、失格とする場合があります。

また、契約締結から令和８年３月３１日までは準備期間とし、その期間に生じる準備費用については全て受託事業者の負担とします。

年　　度	金　　額
令和８年度	８８，４４０千円（消費税及び地方消費税込）
令和９年度	８８，４４０千円（消費税及び地方消費税込）
令和１０年度	８８，４４０千円（消費税及び地方消費税込）
合　　計	２６５，３２０千円（消費税及び地方消費税込）

14　提案書等に関する条件

⑴　遵守法令等

①　学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他の関連法規類

②　学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他の関連要綱等

⑵　履行の確認及び委託料の支払い

①　委託料は、令和８年４月分を初回として、月ごとに支払います。

②　受託事業者は、委託業務完了報告書を提出し、市による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を市に請求することができます。

③　市は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して３０日以内に委託料を支払います。

⑶　責任区分

市と受託事業者との責任区分は次のとおりです。

種　　類	内　　容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破たん		○
不可抗力による中止等	大規模な災害や暴動等による事業中止	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変動	市の指示による計画の変更	○	
	事業者の要求による事業内容の変更		○
運営費変動	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合	※	○
調理事故・異物混入	事業者の責に帰する事由による場合		○
	上記以外	○	
施設・設備等の補修	事業者の責に帰する事由による場合		○
	上記以外	○	
事業の実施水準	仕様書に定める水準に不適合である場合		○

※損害の原因が市の責に帰することが明らかなときは市が責任を負う。

⑷　事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸案が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

① 受託事業者の債務不履行の場合

ア 受託事業者の責に帰すべき事由により債務不履行又はその懸案が生じた場合には、市は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとします。

受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができます。

イ 市は受託事業者が業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、委託業務の実施を求めることができます。

② 市の債務不履行の場合

市の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、契約を解除できるものとします。このとき受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は、市に対して、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は受託事業者の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、市と受託事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、市は契約を解除できるものとします。

⑸ 委託事業の評価

市は、受託事業者が提供するサービスについて、定期又は随時に評価を行います。その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

15 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

〒８４９－１３１２ 佐賀県鹿島市大字納富分２６４３番地１

鹿島市教育委員会教育総務課

電話（０９５４）６３－２１０３

ファクシミリ（０９５４）６３－２３１３

Ｅメールアドレス kyouiku@city.saga-kashima.lg.jp 担当：三原

（別記）

提出書類一覧表（様式集）

押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とします。各様式の設問において、記載事項がない場合も、空欄のままにせず、「該当なし」などとの表記を必ず行ってください。

様　式	内　　容			提出部数
第１号	質問書			
第２号	参加表明書（兼参加資格審査申請書）			正本１部
	添付書類	会社概要	沿革、組織、営業経歴等がわかる書類（様式任意パンフレット可）	８部
		定款		８部
		財務諸表	企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近３期分）	８部
		納税証明書	参加表明書提出直前１カ月以内に発行されたもの ・法人税・消費税及び地方消費税（税務署書式その３の３） ・法人県民税・法人事業税（県税事務所） ・法人市民税・固定資産税（市町村役場）	原本 各１通
		契約書の写し等	調理実績（募集要項10⑴③の実績）を有していることを証する書類	１部
		応募資格要件確認書	応募資格要件確認書（別紙１）	１部
第３号	参加審査に係る提案書類提出書			正本１部 副本７部
第４号	企業理念に関する提案書			８部
第５号	経営状況に関する提案書			８部
第６号	勤務実績に関する提案書			８部
第７号	危機管理体制に関する提案書			８部
第８号	提案内容の的確性に関する提案書			８部
第９号	人員体制（円滑な実施）に関する提案書			８部
第１０号	衛生管理の体制に関する提案書			８部
第１１号	業務従事者の研修、移行準備等に関する提案書			８部
第１２号	食物アレルギー対応に関する提案書			８部
第１３号	食育の充実及び学校との交流企画に関する提案書			８部
第１４号	見積書及び各年度別の見積内訳書（別紙２）			正本１部 副本７部